

農業委員会議事日程

日 時：令和7年12月25日(木)午前10時00分

場 所：千曲市役所 301 大会議室 AB

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
6. 議案第 39 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可の取消しについて
7. 議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
8. 議案第 41 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積等促進計画について
9. 報告事項
 - (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 - (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
10. その他

〔閉 会〕

- ◎出席委員 柳澤雅仁農業委員会会長外 14 名
横嶋農地利用最適化推進委員外 13 名（大谷芳文推進委員欠席）
◎事務局出席者 局長 滝沢資之、次長 平塚弘太、農地係 北村一樹主任、岩井佳苗主任

【 会議概要 】

- 滝沢局長 令和 7 年 12 月の総会を開催いたします。
はじめに「会長あいさつ」、柳澤会長お願いいたします。
- 柳澤会長 (会長あいさつ)
- 滝沢局長 (経過報告)
- 議 長 ここで委員の出欠等について事務局から報告願います。
- 平塚次長 (出席状況の報告)
- 議 長 定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開催いたします。
日程第 3「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日 1 日で足りうと思
いますので、本日 1 日と決定したいが、ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 「異議なし」と認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。
次に、日程第 4「議事録署名委員の指名について」であります。議長から指名することに、
ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 「異議なし」と認めます。それでは、議長から指名いたします。
10 番：本道 ちはる 委員、15 番：竹澤 繁 委員の両委員にお願いいたします。
それでは、日程第 5「議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、
事務局から説明願います。
- 平塚次長 (説明)
- 議 長 説明が終わりましたので、質疑・意見を一括してお受けいたします。
- (進行の声あり)
- 議 長 進行の声がありますので、進行いたします。質疑・意見を終結し、採決いたします。
「議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに賛
成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、「議案第 38 号」は原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 6「議案第 39 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可の取消しについ

て」を議題といたします。事務局から説明願います。

北村主任

(説明)

議 長

質疑・意見をお受けする前に、担当委員による現地確認の結果、意見等の報告をお願いします。ということで5番柳澤です。
場所につきましては、桑原の小坂地区と稲荷山の元町地区の境でありまして、治田公園より北へ200mほど北の農地であります。
これにつきましては、令和2年の時点で第5条の申請がありました。
内容的にはコンテナハウスや足場の置き場として、第5条の許可を得ておりましたが、その後計画が進まないということで、そのままになっておりまして、今後また農地として利用し、野菜等を作成するという内容で、今回、第5条の許可の取消しの申し出の案件であります。
過日、唐木沢推進委員と現地を確認しましたが、農地のままでありますので、問題ないということで確認をいたしました。
説明は終わりましたが、質疑・意見を受けいたしますけれども、何かございますか。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。質疑・意見を終結し採決いたします。
「議案第39号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可の取消しについて」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第39号」は原案のとおり可決されました。
続きまして、日程第7「議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明願います。

北村主任

(説明)

議 長

質疑・意見をお受けする前に担当委員の現地確認結果をお願いいたします。

唐木委員

7番唐木です。21日曜日に北原推進委員と現地確認をしてみました。
まず1番、千曲市小島地積の申請です。場所は、屋代小学校のある辺りを北国街道から東へ30mほど入った場所になります。
これ元々申請書にある通り駐車場として既に利用しているその場所の北側および南側の3筆分の畑を駐車場として利用したいということでの5条申請ということになります。
北側の耕作者、同意書、事業内容説明、同意も得ているということ。それから南側の2筆については、申請者というか譲渡人が同じ畑を持っているということ、特にその辺は問題なしと思われる。さらに周囲が住宅地およびサクラガ等の社屋、倉庫等が建っている場所となっておりますので、この点については問題ないものと判断いたします。
続いて、2番千曲市新田地積の畑2筆分の場所になります。西船山通りの循環バス伊勢社前のバス停のちょっと北側の東側の土地になります。
これはこの2筆分の畑を転用して、さらに隣接する既に住宅が建っていますけれども、この住宅、宅地を多分解体するものと思われるけれども、そこを更地にして4軒の宅地分譲することに対しての農地転用の許可申請ということになっています。
同じように北原委員と確認に行きましたけれども、まず農地の1筆分に倉庫が既に建っています、これが農業用倉庫であるということであればいいんでしょうけれども。

もし、ガレージ等で別の用途で使っているとかいうことになると、ちょっと顛末書が必要なのかと考えられますし。また申請者の事業計画には、ちょっと読み上げますけれども、「本件分譲計画には千曲市大字新田 531 番地 3 も含まれます。」とこの一文だけで詳細な計画がまるで分からない。解体するのか、撤去するのか。どうなのか全くわからない。

そういう申請事業計画になっていまして。この公図ともこの計画書もあまりにもちょっと図面がかけ離れているということもあり、2人の意見としては更なる詳細な事業計画を求めた方がいいのではないかという結論に至りました。2番以上でございます。

太田委員

6番の太田です。番号3番の案件になります。12月20日に大島農業委員と2名で現地確認を行ってきました。場所は八幡の志川のファミリーマートから南西に100mぐらいの場所になります。申請地は四方が千曲市の市道で、周りは住宅に囲まれておりまして、周囲に農地は無い場所になっています。1ヶ所だけそこだけポツンと田んぼになっている土地です。周りは住宅など特に問題なく生活排水も下水道へ排水。それから雨水は敷地内地下浸透の計画ということで問題はございません。以上です。

中島委員

4番中島です。過日、関係農業委員さんと推進委員さんで現地調査をした結果を報告いたします。4番と5番案件は隣接する畑に同一事業を行う案件ですので、一括してお話したいと思います。場所につきましては、千曲線上徳間区のコメリ戸倉店の南方戸倉方向約10mにある宅地化が進む農地に同姓方から購入する4番の畑と父親所有の5番の畑に使用貸借権を設定して美容室及び駐車場として建設する申請です。申請地の北側及び東側は千曲線、西側は農業用水路を挟んで父親所有の田と親戚の田、南側は父親所有の畑と宅地です。南側の父親所有の畑との境界にはブロック立ち上げを施して雨水の流出を防止し、隣接耕作者および父の同意を得ており、雨水は地下浸透、用水路につきましては機能が低下しないように施工、汚水は公共下水道に接続予定であり問題ないかと思えます。以上です。

滝沢委員

9番滝沢です。6番目案件について、19日に中島委員、齊間推進委員で現地確認を行いましたので報告いたします。申請地は、国道18号の千曲坂城消防本部のある磯部の信号を東に入り、北に300mほどのところにある畑で、東側と南側は市道、北側と西側は畑です。転用目的は駐車場と物置倉庫の設置で、隣接する農地に影響が無いよう土砂の流出を防止、雨水は敷地内浸透処理、汚水は物置倉庫であるためございません。周辺農地に影響がないよう建物は平屋とするとのこと。隣接耕作者の同意も得ており問題無いことを確認しました。以上です。

山崎委員

1番山崎です。7番案件について先日農業委員および担当推進委員と現地を確認してきましたのでご報告いたします。場所は新山にあります農業者トレーニングセンターから西へ200mほど行ったところになります。この申請は、父親所有の空き家を借りて、息子夫婦が娘婿さんですが息子夫婦がリフォームして住むためにその通路を整備するための申請です。現地は東側が市道、西側がリフォーム予定の空き家、南側が父親の住宅で、北側が農地となっております。現地を確認しましたところ、申請箇所は既に通路として使われてアスファルト舗装がされていました。この件について、父親より顛末書が提出されており。それによりますと、祖父、父親の父ですね。その方が農業機器の洗浄場所として使用して舗装を施していたようです。今回リフォームにあたり、設計、測量、境界の立会いなどをやったところ、このことが判明したようで、農地法に基づく手続きを怠っていたことを反省し、今後は関係法令を遵守するとのことです。なお、雨水は地下浸透として、隣接農地の耕作者の同意も得ており、顛末書もありますので、問題はないかと思えます。以上です。

議長 只今の話の中で、2番案件につきましては、詳細な確認が必要でないかという委員の意見がありましたので。これについてご意見いただきたいと思いますが。

議長 継続でよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは2番を除いた質疑をお受けいたしますが、何かございますか。

(進行の声あり)

議長 (2番案件を除いた)「議案第40号」を原案どおり承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございました。

全員賛成ですので、「議案第40号」は原案のとおり可決ということになります。

続きまして、日程第8「議案第41号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局から説明願います。

平塚次長 (説明)

議長 説明が終わりました。なお、議案の中に私に関する案件がありますので、はじめに該当の34番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定にない私は退席し、その間、中島代理に議長をお願いします。

(柳澤会長、退席)

中島代理 それでは代理で議長を務めます。
はじめに、34番案件について、質疑・意見をお受けいたします。

(進行の声あり)

中島代理 進行の声がありますので、進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。「議案第41号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について」の34番案件は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

中島代理 ありがとうございます。
全員賛成ですので「議案第41号」の34番案件は、原案のとおり可決されました。
ここで、議事参与の制限を解きます。

(柳澤会長 入室、着席)

議長

それでは、1番から33番、35番から42番の案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行いたします。質疑、意見を終結し、採決いたします。

「議案第41号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について」原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので「議案第41号」は、原案のとおり可決されました。以上で、本日の議事はすべて終了となります。

続きまして、日程第9「報告事項」について事務局から説明願います。

平塚次長

<報告>

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

議長

説明が終わりました。

ただいまの「報告事項」について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。

(意見・質疑なし)

議長

続きまして、日程第10「その他」について、事務局から説明願います。

平塚次長

意見書について、昨年のもとのほぼ変えていない。赤字の部分が修正している箇所となっています。委員のみなさんには内容をよく見ていただきまして、盛り込んで欲しいようなものがあれば来年の1月15日までに事務局までお願いします。ある程度形となったところで議案として上程していきたいと思っています。

議長

ただ今の説明について何かございますか。

長浦委員

この意見書について先程読まさせていただいたんですけど、まず1点目、担い手への農地利用の集積集約化についてでございますが、この中で地域振興計画。これについては、市の基本条例等の中に何も謳われてないと思われま。

ですから本来であれば、この基本計画策定するときに、基本条例なりにこういう計画を作りますということを明記しなければいけないものが未だにやってないということで非常に不満でございます。ですから基本計画の基本条例等の見直しを早急にしていただきたい。それからそういう条例の中に毎年振興施策について評価をつけて公表するようになっていますが。

平成27年以降一回も公表されてないと。ですから、こういった公表をすると自分たちで条例作ってやってないことに対して、非常に不満である。

ですから、早急に条例改正、それから見直しを行っていただきたいということがまず一番最初に書いていただきたいことだと思います。

それから担い手への集積の中で、新たに地域計画で担い手さんが決まってくるはずで、認定農業者等がなっているはずですけど、そういった方々への財政支援。補助金行政一つもできてないと。ですからそういったものについても、要求をしていくようなことを書いていた

できればいいかなと思います。

それから前回もお話したですけれども、農業振興施策の中で有害鳥獣問題が非常に顕著になってきているという中で、熊捕獲、鹿・猪捕獲と色々ありますけれども、こういった捕獲をする人たちへの財政支援が今比較的少ない。

現実にある農業委員会の皆さんからお聞きしますと、ほとんど罾とか個人で買ったりしていると。猪・鹿用の罾でも最低でも1万円から1万5000円かかると。1頭捕まえるごとに7円等傷んでしまうということで、彼らは年間10万から15万かけて罾を用意したりすると。

ですから、それから当然毎年県に許可申請等行うのもそれなりにかかる。そういったことへの財政負担を少し入れていただければなど。ちょっと見ただけで要望でございますけれども、一応その2点を入れていただきたいと思っています。宜しくお願いします。

議 長

他にございますか。

滝沢局長

ただいまのご意見ですが、私どもも即決する内容じゃちょっとない。日程を改めまして、うちの事務局と、それから長浦委員と担当部局の担当者。まずは事実関係の確認からさせていただいて、意見書に盛り込むという方向でさせていただければと思います。

議 長

今日見ただけではすぐ意見書はまとまらないと思いますので、ゆっくり時間をかけて要望・ご意見をいただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。他にございますか。

岩井主任

○農地相談会の御礼
○農業者年金の研修・活動推進記録簿の提出について

議 長

他に何かございますか。以上で本日の日程はすべて終了となりました。12月の総会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

[閉会] 午前10時40分